

令和4年2月定例会

(2022年)

# 市議会議案参考資料

## (追加議案)

- 議案第44号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 教育用Windowsタブレット（GIGAスクール構想対応用）追加購入契約の締結について
- 議案第46号 教育用iPad（GIGAスクール構想対応用）追加購入契約の締結について

吹 田 市



議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 4 4 号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	5	5
議案第 4 5 号	教育用Windowsタブレット（GIGAスクール構想対応用）追加購入契約の締結について	7	11
議案第 4 6 号	教育用iPad（GIGAスクール構想対応用）追加購入契約の締結について	9	17



吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の5 第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条第1項の基礎賦課額と第12条の2第1項の基礎賦課額との合算額。第16条の2第1項において同じ。）は、<u>630,000円</u>を超えてできない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の5の10 第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者等と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条の2第4項において準用する同条第1項において同じ。）は、<u>190,000円</u>を超えてできない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の5 第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条第1項の基礎賦課額と第12条の2第1項の基礎賦課額との合算額。第16条の2第1項において同じ。）は、<u>650,000円</u>を超えてできない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の5の10 第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者等と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条の2第4項において準用する同条第1項において同じ。）は、<u>200,000円</u>を超えてできない。</p>

は改正箇所

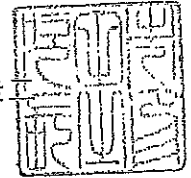




3吹健国第2457号  
令和4年1月17日  
(2022年)

吹田市国民健康保険運営協議会  
会長 足立 泰美様

吹田市長 後藤 圭



吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（諮問）

標記のことについて、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、吹田市国民健康保険条例の一部を改正し、併せてその他規定整備を行いたいため、別紙条例改正内容について御審議くださいますよう諮問いたします。

## 吹田市国民健康保険条例の一部改正について

## 1 概要

国民健康保険広域化及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、吹田市国民健康保険条例を一部改正し、併せてその他規定整備をするものです。

## 2 改正内容

## (1) 保険料率

均等割と平等割の比率の変更

現行 医療分・後期支援金分 25：25 介護分 39：11

改正（案）医療分・後期支援金分 27.5：22.5 介護分 45：5

（6年間で医療分・後期支援金分 30：20、介護分 50：0に移行）

## 年度別賦課割合一覧表（予定）

## 医療分、後期支援金分

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
被保険者均等割	15	17.5	20	22.5	25	27.5	30
世帯別平等割	35	32.5	30	27.5	25	22.5	20

## 介護分

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
被保険者均等割	15	21	27	33	39	45	50
世帯別平等割	35	29	23	17	11	5	0

## (2) 国民健康保険料の賦課限度額の引上げ

## ア 変更点

<限度額の引上げ>

医療分 63万円→65万円

後期高齢者医療支援金等 19万円→20万円

介護納付金 17万円 据置き

合計 99万円→102万円（3万円の引上げ）

## イ 改正に伴う影響

(ア) 一定以上の所得層の保険料が引上げられる要因となります。

1人世帯 給与所得約705万円（給与収入約900万円）以上

2人世帯 給与所得約680万円（給与収入約875万円）以上



の世帯で限度額に到達します。

※ 対象世帯数：約 930 世帯（国保世帯約 43,900 世帯のうち 2.1%）

(i) 7割軽減及び、限度額世帯以外（中間所得者層）の保険料が抑制される  
要因となります

※ 対象世帯数：約 30,770 世帯（国保世帯約 43,900 世帯のうち 70.1%）

### (3) 子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入

条例に基づき保険料は、均等割・平等割（応益分）と所得割（応能分）に応じて設定されています。所得が一定基準以下の世帯（低所得世帯）に対しては、条例に基づき均等割・平等割（応益分）の保険料をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置があります。

#### ア 見直しの趣旨

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組みとして、子どもの均等割保険料を軽減します。

#### イ 軽減の内容

全世帯の未就学児を対象とし、当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を軽減します。

7割軽減の場合は残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となります。

（7割軽減→8.5割、5割軽減→7.5割、2割軽減→6割、軽減なし→5割）

#### ウ 改正に伴う影響

対象は全世帯の未就学児となり、約1,080世帯、約1,430人です。

影響額は約1,480万円となります。

#### エ 国・地方の負担割合

国1/2、府1/4、市1/4

#### オ 施行期日

令和4年(2022年)4月1日



令和4年1月20日  
(2022年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市国民健康保険運営協議会  
会長 足立 泰美



吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について (答申)

令和4年1月17日付け、当協議会に諮問された標記のことについて、慎重に審議した結果、吹田市国民健康保険条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり答申する。

記

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について、原案どおり改正することを了承する。

(4)

教育用 Windows タブレット (GIGA スクール構想対応用)  
追加購入契約の締結について

備品購入概要

タブレット型ノートパソコン	352 台
---------------	-------

学校教育部

# 営 業 の 沿 革

株式会社内田洋行

	創 業	明治 43 年 (1910 年)
創 業 後 の 沿 革	内田洋行に商号を統一	大正 6 年 (1917 年)
	組織整備を行い、東京及び大阪に内田洋行を設立し、現在の 当社の母体となる	昭和 16 年 (1941 年)
	札幌市に支店を設置	昭和 21 年 (1946 年)
	(東京) 内田洋行と (大阪) 内田洋行が合併	昭和 25 年 (1950 年)
	福岡市瓦町に福岡支店を設置	昭和 26 年 (1951 年)
	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第二部に上場	昭和 39 年 (1964 年)
	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定	昭和 44 年 (1969 年)
	東京都中央区新川に本社を建設、移転	昭和 46 年 (1971 年)
	大阪証券取引所において貸借引取銘柄に選定	昭和 58 年 (1983 年)
	大阪市中央区に大阪支店 (第 1 期工事) を建設、移転	昭和 60 年 (1985 年)
	福岡市博多区に九州支店を建設、移転	平成元年 (1989 年)
東京証券取引所において貸借取引銘柄に選定	平成 3 年 (1991 年)	

(2)

# 納入実績書

株式会社内田洋行

業務内容及び納入機器名	発注者	契約金額 (円)	納入年月日
小中学校の校内LAN構築及び校務支援システムの導入、教職員用端末：2,453台の調達	埼玉県川口市	764,225,280	平成30年2月1日 (2018年)
システム端末、校内LAN構築、通信網及びクラウド環境構築についての設計及び施工、無線アクセスポイント：672台の調達・設定	東大阪市	134,136,000	平成30年11月5日 (2018年)
タブレットPCの導入設定：11,772台の調達・設定	東京都荒川区	1,328,524,560	平成31年4月24日 (2019年)
GIGAスクール構想に伴う情報機器調達：29,612台の調達	吹田市	1,328,140,000	令和2年10月31日 (2020年)

(3)

# 株式会社内田洋行

## 貸借対照表

(令和3年7月20日現在)

## 損益計算書

自 令和2年7月21日

至 令和3年7月20日

(単位 百万円)

(単位 百万円)

[資産の部]	
1 流動資産	64,751
2 固定資産	28,100
資産合計	92,851
[負債の部]	
1 流動負債	56,608
2 固定負債	8,802
負債合計	65,410
[純資産の部]	
1 資本金	5,000
2 資本剰余金	3,703
3 利益剰余金	17,096
4 自己株式	△ 1,474
5 その他有価証券評価差額金	3,115
純資産合計	27,440
負債純資産合計	92,851

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1) 売上高	194,292
(2) 売上原価	167,789
売上総利益	26,503
(3) 販売費及び一般管理費	22,685
営業利益	3,817
2 営業外損益	
(1) 営業外収益	2,421
(2) 営業外費用	396
経常利益	5,842
[特別損益の部]	
1 特別利益	0
2 特別損失	0
税引前当期純利益	5,842
法人税等合計	1,322
当期純利益	4,510

(4)

# 委任状

令和 2 年 11 月 2 日

吹田市長 宛

申請者 所 在 地 東京都中央区新川2丁目4番7号  
商号又は名称 株式会社 内田洋行  
代表者役職名・氏名 代表取締役 大久保 昇

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 大阪府大阪市中央区和泉町2丁目2番2号  
商号又は名称 株式会社 内田洋行  
支店等の名称 大阪支店  
役職名・氏名 執行役員大阪支店長 岡野 清吾

## 記

### 1 委任事項

- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

### 2 委任期間

入札参加資格認定日から令和6年3月31日まで

(5)





教育用 iPad (GIGA スクール構想対応用) 追加購入  
契約の締結について

備品購入概要

i P a d

623 台

学校教育部

# 営 業 の 沿 革

株式会社内田洋行

	創 業	明治 43 年 (1910 年)
創 業 後 の 沿 革	内田洋行に商号を統一	大正 6 年 (1917 年)
	組織整備を行い、東京及び大阪に内田洋行を設立し、現在の 当社の母体となる	昭和 16 年 (1941 年)
	札幌市に支店を設置	昭和 21 年 (1946 年)
	(東京) 内田洋行と (大阪) 内田洋行が合併	昭和 25 年 (1950 年)
	福岡市瓦町に福岡支店を設置	昭和 26 年 (1951 年)
	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第二部に上場	昭和 39 年 (1964 年)
	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定	昭和 44 年 (1969 年)
	東京都中央区新川に本社を建設、移転	昭和 46 年 (1971 年)
	大阪証券取引所において貸借引取銘柄に選定	昭和 58 年 (1983 年)
	大阪府中央区に大阪支店 (第 1 期工事) を建設、移転	昭和 60 年 (1985 年)
	福岡市博多区に九州支店を建設、移転	平成元年 (1989 年)
東京証券取引所において貸借取引銘柄に選定	平成 3 年 (1991 年)	

(2)

# 納入実績書

株式会社内田洋行

業務内容及び納入機器名	発注者	契約金額 (円)	納入年月日
小中学校の校内LAN構築及び校務支援システムの導入、教職員用端末：2,453台の調達	埼玉県川口市	764,225,280	平成30年2月1日 (2018年)
システム端末、校内LAN構築、通信網及びクラウド環境構築についての設計及び施工、無線アクセスポイント：672台の調達・設定	東大阪市	134,136,000	平成30年11月5日 (2018年)
タブレットPCの導入設定：11,772台の調達・設定	東京都荒川区	1,328,524,560	平成31年4年24日 (2019年)
G I G Aスクール構想に伴う情報機器調達：29,612台の調達	吹田市	1,328,140,000	令和2年10年31日 (2020年)

(3)

# 株式会社内田洋行

## 貸借対照表

(令和3年7月20日現在)

## 損益計算書

自 令和2年7月21日

至 令和3年7月20日

(単位 百万円)

[資産の部]	
1 流動資産	64,751
2 固定資産	28,100
資産合計	92,851
[負債の部]	
1 流動負債	56,608
2 固定負債	8,802
負債合計	65,410
[純資産の部]	
1 資本金	5,000
2 資本剰余金	3,703
3 利益剰余金	17,096
4 自己株式	△ 1,474
5 その他有価証券評価差額金	3,115
純資産合計	27,440
負債純資産合計	92,851

(単位 百万円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1) 売上高	194,292
(2) 売上原価	167,789
売上総利益	26,503
(3) 販売費及び一般管理費	22,685
営業利益	3,817
2 営業外損益	
(1) 営業外収益	2,421
(2) 営業外費用	396
経常利益	5,842
[特別損益の部]	
1 特別利益	0
2 特別損失	0
税引前当期純利益	5,842
法人税等合計	1,322
当期純利益	4,510

(4)

# 委任状

令和 2 年 11 月 2 日

吹田市長 宛

申請者 所 在 地 東京都中央区新川2丁目4番7号  
商号又は名称 株式会社 内田洋行  
代表者役職名・氏名 代表取締役 大久保 昇

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 大阪府大阪市中央区和泉町2丁目2番2号  
商号又は名称 株式会社 内田洋行  
支店等の名称 大阪支店  
役職名・氏名 執行役員大阪支店長 岡野 清吾

## 記

### 1 委任事項

- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

### 2 委任期間

入札参加資格認定日から令和6年3月31日まで

(5)

